

木更津市霊園の使用を希望される方へ (ご案内)

1 墓地の種類・大きさ・永代使用料・管理手数料

墓地の種類	大きさ	永代使用料	年間の管理手数料
普通墓地	3平方メートル	390,000円	2,400円
	3.5平方メートル	455,000円	2,800円
	5平方メートル	650,000円	4,000円
	6平方メートル	780,000円	4,800円
	6.5平方メートル	845,000円	5,200円
芝生墓地	3平方メートル	435,000円	2,400円

(1) 芝生墓地について

- ① 普通墓地のように境界がありません。
- ② 埋蔵は、付帯の納骨施設(カロート)を使用します。
- ③ 墓碑、香立て及び花立ての建立となります。これ以外は設置できません。

(2) 永代使用料について

- ① 永代使用料は、市が指定する期日までに一括で納入していただきます。この納入が確認できてから、墓地使用許可証をお渡しします。

(3) 管理手数料について

- ① 墓地使用許可を受けた場合は、許可日の属する月から月割り計算による管理手数料を納めていただきます。
- ② その後は、毎年4月に1年分の管理手数料の納付通知書を郵送しますので、銀行や郵便局などで納めていただきます。

(4) 普通墓地の大きさについて

- ① 普通墓地は、上記以外にも8㎡、12㎡などの区画があります。これらの永代使用料も、1㎡当たり130,000円です。また、年間の管理手数料は、1㎡当たり800円です。

(5) 墓地の管理について

- ① 墓地内の草刈り、掃除は使用者自身でお願いします。
(通路の草刈りや園内の植栽の剪定は、市で行います。)
- ② お墓参りの際のお供え物は、カラスに食い荒らされることが多いので、お帰りの際には必ずお持ち帰りください。

2 墓地使用許可の対象となる方

次の(1)・(2)の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) お骨を有する方(埋蔵・収蔵済のお骨を含む)
- (2) 木更津市に2年以上住所を有する方

なお、既に市霊園の墓地を有する方は、申請できません。また、墓地使用許可申請は、一世帯一件の申請となっています。

3 墓地使用許可申請に必要な書類等

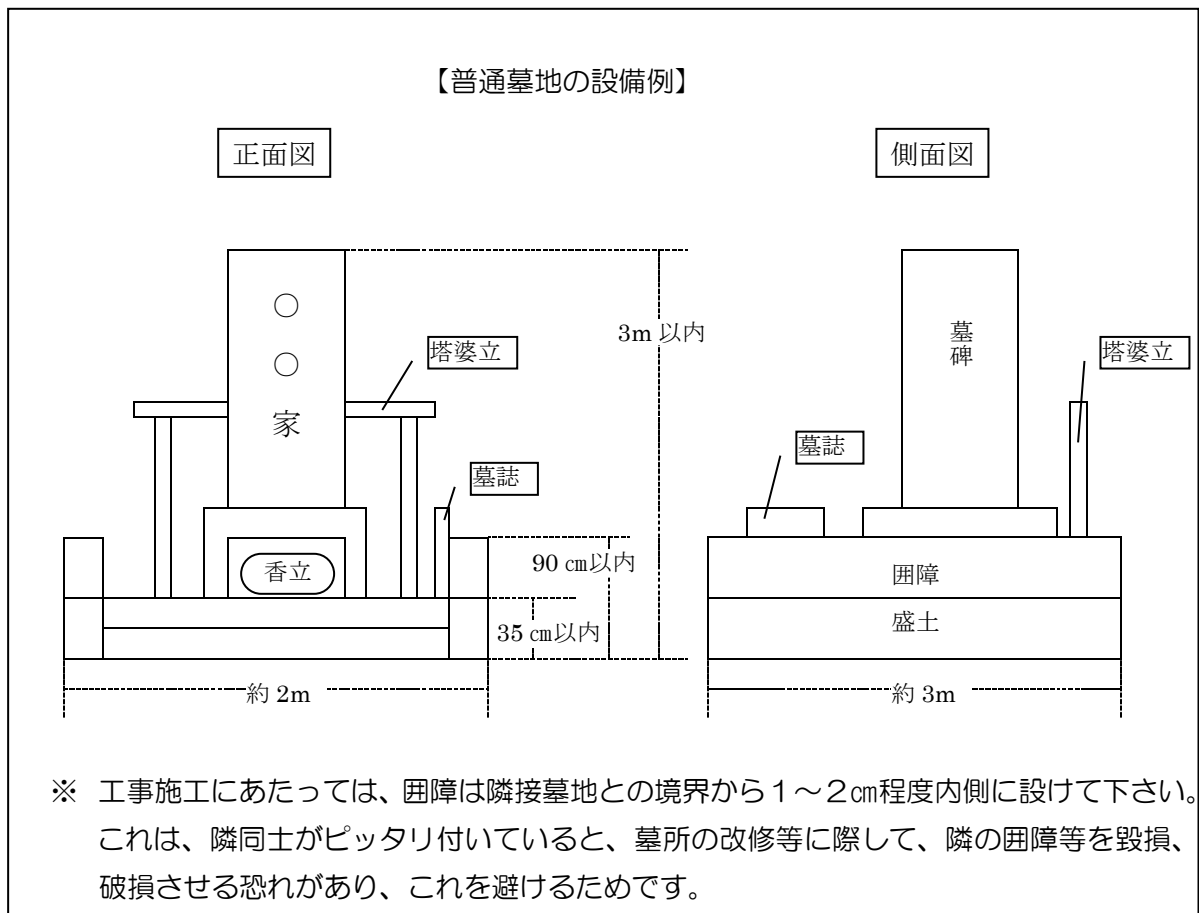
- (1) 申請をされる方の住民票（続柄及び本籍の記載のあるもの）
- (2) 現在抱えているご遺骨の死体(死胎)火葬許可証の写し
(火葬終了後に渡された書類で、埋葬許可証となるもの)
- (3) 申請をされる方と死亡された方との続柄のわかる戸籍の書類
- (4) 申請をされる方の印鑑（認印）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

4 墓地の設備基準

墓地を使用する（墓石の設置等を行う）場合の設備基準は、次のとおりです。

(1) 普通墓地の設備基準

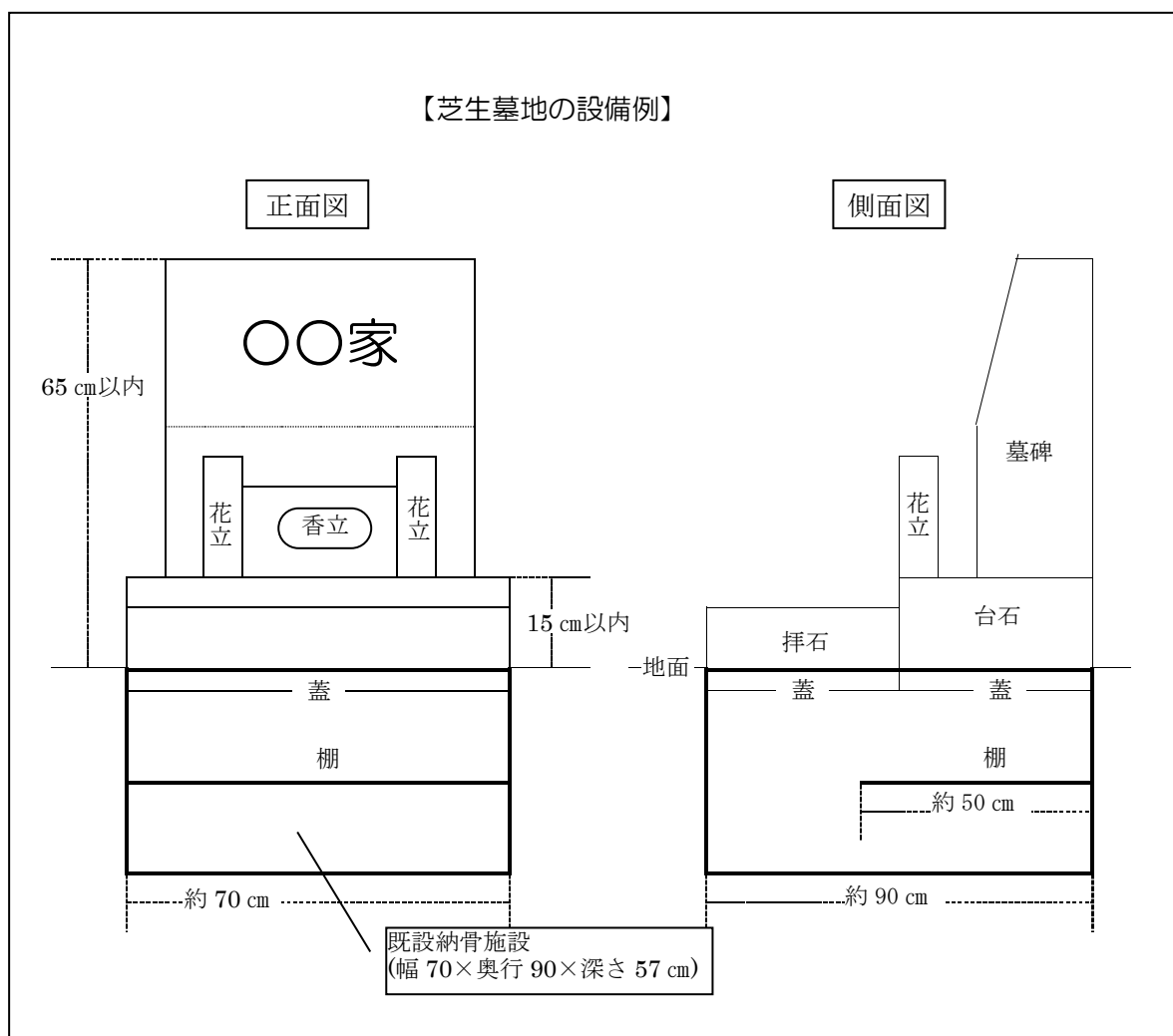
- ① 使用者は、使用場所の区画を明らかにするため、囲障を設けてください。
- ② 使用者は、使用場所に墓碑（墓石）その他の設備を設ける場合は、次に掲げる基準によってください。
 - ア. 墓碑（墓石）及びこれに類する設備の高さは、3m以内とする。
 - イ. 盛土の高さは、35 cm以内とする。
 - ウ. 囲障の高さは、90 cm以内とし、周囲の土留工事等は、石又はコンクリートその他これに類する材料を用い、崩壊しないよう施工しなければならない。
 - エ. 樹木の高さは、3m以内とし、他人の墓地又は通路に枝が出ないものとする。
 - オ. ア～エに規定する高さは、地盤面から設備の最高部までとする。



(2) 芝生墓地の設備基準

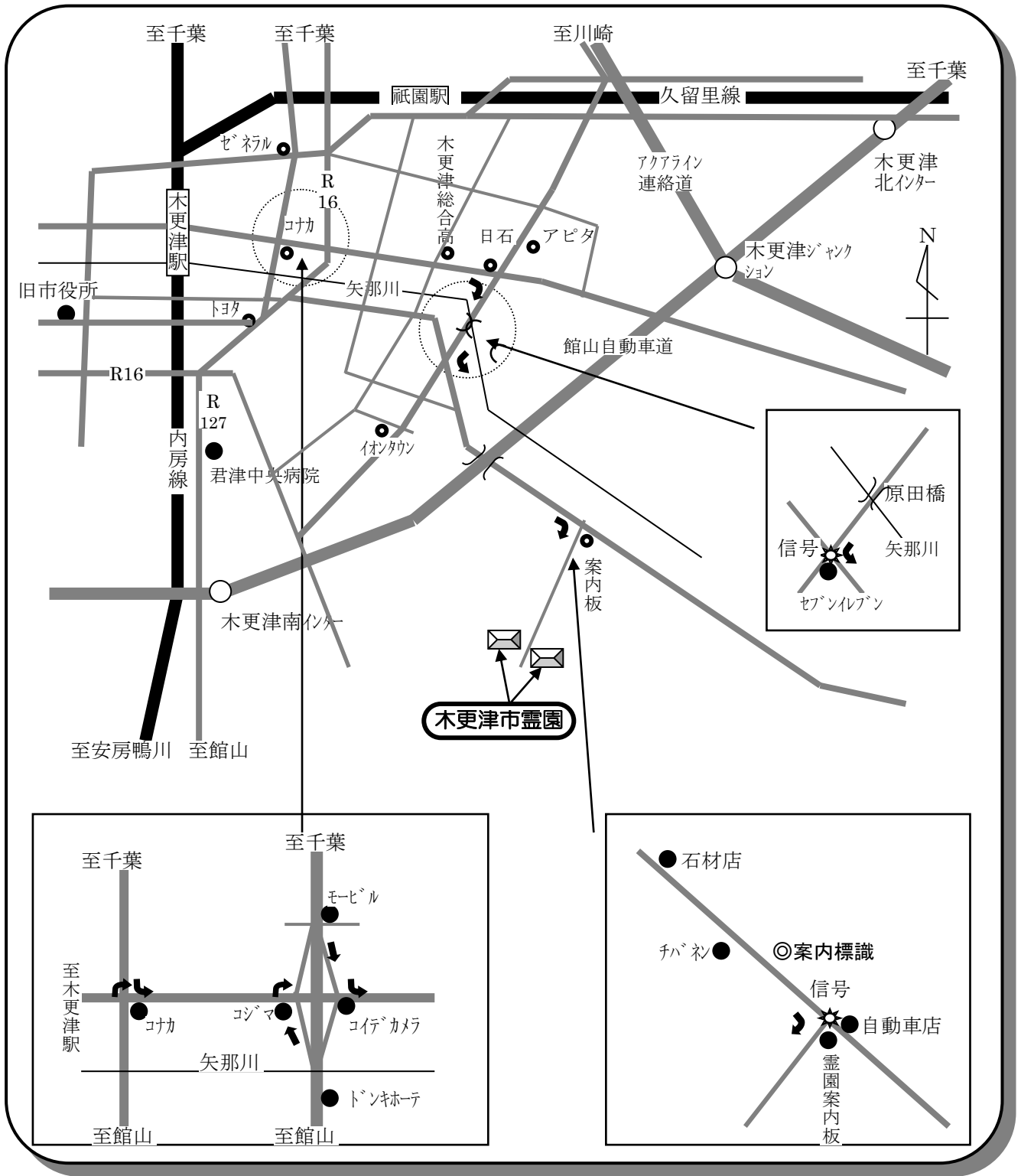
使用者は、使用場所に墓碑（墓石）その他の設備を設ける場合は、次に掲げる基準によってください。

- ア. 墓碑（墓石）の形状は、角形を標準とする。
- イ. 納骨施設（カロート及びカロートのふたを含む。）の現状を変更してはならない。
- ウ. 台石の上に付設する墓碑（墓石）は1基とし、その高さは65cm以内とする。
- エ. 台石及び拝石の大きさは納骨施設の範囲とし、その高さは15cm以内とする。
- オ. 香立て及び花立ては1基又は1対とし、台石又は拝石の上に置かなければならない。
- カ. 墓碑（墓石）、香立て及び花立て以外の設置は、一切してはならない。
- キ. ア～カに規定する高さは、納骨施設の表面から設備の最高部までとする



問い合わせ先
木更津市役所 環境部環境管理課
TEL 0438-36-1432

木更津市霊園案内図



所在地：木更津市矢那 3711 番地 問い合わせ先：木更津市役所環境管理課
0438-36-1432 生活衛生担当直通

交通：木更津駅から約 10km 車で約 20 分
館山自動車道利用の場合＝木更津南インター下車し国道 127 号線を千葉方面⇒君津中央病院を過ぎたら高架道路に乗らず、側道(左)に入る⇒トヨタ自動車先の信号(カッリシタント前)を左斜めに進行し、紳士服のコナカ前信号を右折⇒県道《木更津・末吉線》
国道 16 号線利用の場合＝千葉方面からは、モービルGS先で側道(左)に入り、コイデカメラ前信号を左折。
 館山方面からは、館山自動車道利用の場合を参照。